

阿倍野複合施設における共同管理業務について

葬祭場は、大阪市立阿倍野区民センターや大阪市立阿倍野図書館等との合築施設（阿倍野複合施設）の一部であり、阿倍野複合施設内の電気設備や防災設備、各設備の中央監視・制御システム等を共有しています。

このため、施設管理の合理性・効率性などの点から、共有している設備の点検業務等を、各施設の管理者が共同で実施しており、今後も継続する予定です。

各施設の管理者が共同して実施する業務（以下「共同管理業務」という。）については、各施設の設置者間で一定の取決めをしたうえで、これに基づき、各施設の管理者間で協議しながら実施することになります。共同管理業務に含まれる業務について、主務者となった管理者は、当該業務の契約関係や支払関係（立替払や共同管理者への立替分の請求）の事務や、これらに係る連絡調整業務を行う必要があります。

阿倍野複合施設の契約事務等に関する主な内容は次のとおりです。このほか、共同防火管理に関する業務等についても、共同管理業務としています。

業 務	主務者
熱源空調保守点検業務	葬祭場指定管理者
機械警備業務	葬祭場指定管理者
空気環境測定業務	葬祭場指定管理者
電気・水道料金関係業務	阿倍野区民センター管理者
受水槽・汚水槽及び高架水槽清掃業務	阿倍野区民センター管理者
中央監視盤保守点検業務	阿倍野区民センター管理者
消防設備点検業務	阿倍野区民センター管理者
電気設備点検業務	各主管局
清掃業務	阿倍野区民センター管理者
エレベーター保守点検業務	阿倍野図書館管理者
電動シャッター保守点検業務	阿倍野区民センター管理者
自動ドア保守点検業務	阿倍野図書館管理者
害虫駆除	阿倍野区民センター管理者

（※）上記の共同管理業務において、第三者委託先等の指定はありません。

（※）機械警備業務について、令和 9 年 1 月 31 日まで本市（環境局）が主務者となって契約をしています。令和 9 年 2 月 1 日以降については、葬祭場指定管理者が主務者となり、事務的及び金銭的に負担することになりますので、ご留意ください。

（※）上記表に記載していない「植木剪定」「簡易水道検査」「排水槽保守点検」「ごみ収集」「飲料水水質検査業務」等については、葬祭場指定管理者が単独で実施してください。

(1) 関係書類の作成・保管

指定管理者は、共同管理業務の処理に当たり、葬祭場の管理に係る業務の処理上作成する事務及び会計等の書類とは別に、専用の事務処理簿及び帳簿等の書類を作成し、共同管理業務の処理に係る事項を記載していただきます。

(2) 共同管理業務の報告

指定管理者は、上記(1)で作成した書類に基づき、共同管理計画、管理分担、費用負担等の共同管理業務に関する事項を本市に報告していただきます。

(3) 本市に対する協力要請

指定管理者は、共同管理業務の処理に当たり、本市の協力により円滑に行うことができると判断した場合は、本市に関係者との調整等の協力を要請することができます。